

基本的な考え方のイメージ（多職種で問題解決をしていくために）

子ども家庭福祉分野の問題やニーズを地域全体で解決していくため、以下の考え方を基本とする。

① 子ども家庭福祉分野の問題やニーズを地域全体で解決していくための仕組みをつくること

- ▶ 子ども家庭福祉は、自ら意見表明をすることが難しい子どもと、支援希求のできない養育者への支援、家庭全体を捉えた虐待防止、親子分離を伴う保護などの介入的ソーシャルワーク、といった専門性が必要とされる分野である。同時に、子ども家庭福祉分野での社会福祉士と精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格の有資格者は、子どもたちの人権擁護を体現し、多くの専門職や地域の人々と連携しながら、包括的な支援体制を構築し、支援していく人材である。
- ▶ 社会福祉士と精神保健福祉士のソーシャルワークの国家資格の養成課程では、ジェネリックソーシャルワークを修得している。こうしたソーシャルワークの基礎的基盤を生かして、さらに子ども家庭支援の特徴やこの分野のネットワークを構築することができるように研修・認定制度が必要である。
- ▶ こうした子ども家庭分野を中心に包括的に支援することができる職種と認定制度を含めて法律（児童福祉法）に明文化することが適当である。

② 現場で支援に従事する職員の意欲や専門性向上につながる仕組みにすること

- ▶ 児童相談所の児童福祉司は、その5割が実務年数3年未満（令和2年4月1日現在）であるなど、児童相談所を設置する自治体の人員配置と異動のあり方、人材の育成と確保・定着等が喫緊の課題である。子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生や、日夜現場で支援に従事している現任者の意欲を喚起することは重要である。ソーシャルワーク機能が発揮しづらい構造的問題について可視化し、従事者の処遇改善を含め雇用環境を整備することが必要である。
- ▶ こうした厳しい状況で、さらに新しい国家資格を創設することは、人材の確保・定着の要件が高くなり、これまで以上に人材不足に陥ることは明らかである。なお、国家資格化が直接的な処遇改善の根拠にはならないことは、これまでの福祉系国家資格の有資格者の処遇を見ても明らかである。
- ▶ ただし現場職員の研修機会の確保やスーパービジョン体制の確立が必要なことは言うまでもない。

③ 都道府県（児童相談所）、市区町村、民間の児童福祉施設など、幅広い活躍の場があること

- ▶ 家庭的養育の推進や、児童虐待の予防、家庭支援の強化に伴う、児童相談所をはじめとする市区町村の虐待相談対応部門、乳児院、児童養護施設等のファミリーソーシャルワーカー、児童家庭支援センター、保育所等の幅広い職場においてソーシャルワークの重要性が増してきている。
- ▶ こうした分野にソーシャルワークの国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士の配置が進んでおらず、積極的に配置を促進することが有効である。

④ 学生や既に現場で働いている社会人等、多様な人材が研修できるプログラムとすること

- ▶ 人口減少・少子化に伴い福祉系大学の多くが定員確保に苦労している。新しい国家資格を創設すれば志願者が集まるというものではない。より多くの専門職や関係者が、子ども家庭支援に関心を寄せて、子ども家庭を支えていける地域づくりをしていく必要がある。そのため、ソーシャルワーカーを養成している日本ソーシャルワーク教育学校連盟や福祉系大学経営者協議会から実態や意向を確認することが基本である。
- ▶ その際に、社会福祉士や精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格において、子ども家庭分野に関する専門的知識や技術等の専門性を高めることができるような認定制度や研修プログラムを用意することが必要である。例えば、福祉系大学のリカレント教育において現任ソーシャルワーカー等が受講し、単位取得によって認定資格を得られる仕組みがあると、働きながら教育を受けることによる実践力の向上が期待できる。
- ▶ 保育士や幼稚園教諭、公認心理師や臨床心理士、医師や看護師など他職種を対象とした研修プログラムも必要である。

⑤ 既存の資格との関係に留意して制度設計すること

- ▶ 社会福祉士、精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格を基礎として、子ども家庭分野に関する専門的知識や技術等を高め、一定以上の専門的力を有する者を認定する仕組みとし、認定者にはふさわしい名称を付与する。また、詳細な制度設計にあたっては、公益社団法人日本社会福祉士会・公益社団法人日本精神保健福祉士協会等の職能団体の取組や意向の確認をすることが基本である。